

第12期滋賀県人権施策推進審議会第6回会議 概要

日時：令和7年7月23日（水）10:00～11:45

場所：滋賀県庁新館7階 大会議室

1 出席委員（五十音順、敬称略）

糸島陽子、大河原佳子、坂元茂樹、芝滝全弘、白石恵理子、杉山佐枝子、田村和宏、
中村陸、日野貴博、本田智見、山崎智

2 議題

- (1) 令和6年度人権施策基本方針等関連施策等の実施状況等について
- (2) 令和8年度人権に関する県民意識調査について

3 議事

◎開会

◎理事（人権・同和担当）あいさつ

◎出席委員の確認

12名中11名出席

（うち3名（白石委員、杉山委員、日野委員）はWeb会議アプリケーション「Zoom」利用
によるオンライン出席）

◎資料の確認

<審議事項>

議題（1）令和6年度人権施策基本方針等関連施策等の実施状況等について

<資料1-1～1-2に基づき、事務局より説明>

会長

ただ今の事務局からの説明について、ご質問、ご意見等があればお願いしたい。

委員

報告資料のうち資料1-1については、昨年度はもう少し分量が多かったように思うが、

こういった考えで今回の資料の形としたのか。

事務局（人権施策推進課）

審議会で報告資料の見直しを検討いただくなかで、あまりに分量が多いことから、もう少し分かりやすい資料に見直したらどうかといった意見をいただいた。

資料１－２は、人権施策推進計画の見直しを踏まえた１９分野とその他の項目という非常に多岐にわたる人権分野を紹介するもので、これまでは当該年度の実施状況と次年度の実施予定のそれぞれについて資料があったが、今回はそれらを１つにまとめている。

資料１－１は、資料１－２をベースに、特に世間の注目を集めているもの、あるいは滋賀県として力を入れて取り組んでいるものを中心に整理したもので、今回は前年度の実績の中から５つの項目をピックアップし説明を行った。

なお、これらの項目は、細かな進捗を示すというよりも、ビジュアル的な資料を用いることで、具体的にどのような施策が行われているかが分かりやすくなるようにして、委員の皆様から、何をどう見直すべきなのか、このままで良いのかといった意見をいただきやすくなるように工夫を行っている。

この見直しはまだ途中の段階であるため、引き続き、ご指摘、ご意見をいただき、より良いものとしてまいりたい。

委員

実施状況の審議会への報告というのは、条例で定められた非常に重要な位置づけのものである。私のイメージとしては、この資料１－１概要版というものを実施状況ということで全ての分野で何をしたらかを書いていただき、審議会では資料１－２全てを読み込むことはできないため、ポイントとなる項目だけを説明いただくというものであったため、今回の見直しは私のイメージと少し違っていた。

会長

ご意見ありがとうございます。資料全体を委員の皆様にご覧いただくのは大変であるため、滋賀県として重要と考えるもの、世間の関心を集めているものを中心に説明していただいた。

委員

資料１－１の１４ページ「５ 災害発生時の人権問題」の「現状と課題」に記載されている、「福祉避難所の指定等の取組」についての具体的な取組を教えてください。また、同じく「現状と課題」に記載のある、「災害時応援協定」は、事業者等と協定を結ぶのは県か市町のどちらであるか伺いたい。

事務局（人権施策推進課）

資料１－２の表２－１５「災害発生時の人権問題」の記載に基づいて説明する。まず、「福祉避難所の指定等の取組」については、通常、地震などが発生した際は、最寄りのコミュニティセンターに避難することが一般的であるが、通常使われる避難所では、医療や福祉が必要な高齢者、持病がある人、小さい子どもがいる親などにとっては負担が大きいという現状があったことから、そのような方々も避難所生活を送っていただけるような、避難所を設置していくという流れがある。

現状では、受け入れる施設の状況、人員の確保、スキルの獲得など課題があるものの、人権の視点、福祉の視点を持って対応していくという考え方が広がっており、これが「福祉避難所の指定の取組」を進めるということであると考えている。

もう一点の「災害時応援協定」のご質問については、基本的には県の取組である。

包括協定という形で、協力をいただける様々な事業者と県とで災害時の支援に関する協定を結んでいる。具体的な例としては、物資輸送のためのトラック協会や、道路が崩れたり山が崩れたりした際に協力いただく建設業界との協定がある。

これらは県との協定であるが、日頃からの繋がりや、いざという時に助けてもらえる関係が重要であると考えており、県内の市町においても同様の協定の締結が進められているものと考えている。

委員

県内のある市町では、８０以上のＮＰＯ法人等と福祉避難所の指定で協定を結んでいるが、備蓄品のリストの更新などが滞っている状況にあり、今年度から更新を進めている。

また、実際にどのような動きで避難所運営をすれば良いのか分からない。国のマニュアルは、市町が協定を結ぶまでのものであり、指定された後の現場におけるマニュアルは存在していない。このため、市町に対しては今後改善していく必要があると提言しているところ。

このような状況の市町が他にもあると思われるので、県から市町に対して、協定の内容を精査するよう働きかけていただきたい。滋賀県は災害が少ないため、気持ちが緩みがちだが、実効性を高めるためにも協力をお願いしたい。

事務局（人権施策推進課）

県でも防災危機管理局や健康医療福祉部など、様々な部署が関係している。何か起こった際には県と市町が連携して取り組むことが重要である。関係部署にも、今回いただいた意見を伝え、対応について検討してまいりたい。

委員

福祉避難所の設置について、特に障害がある方の場合には個別避難計画の策定があまり進んでいないと考えている。どこにどういう方が住んでおられ、日中はどこにおられるのか、

避難する場所はどこなのかといった個別の情報が集まり、ある程度の量となってから避難所の設置となるが、現状では、まず協定を結んで福祉避難所の設置を進めるという形になっており、誰がそこを利用するのかまでははっきりしていない。

福祉避難所の設置を進めながらも、個別の避難計画の策定を進めて量を増やしていくことや、中身を充実させていくかが、大きな課題ではないかと考えている。

会長

ご意見ありがとうございます。東日本大震災の際にも障害のある方々が困難な状況に陥ったので、その意味でも非常に重要な指摘である。

委員

3点質問がある。

1つ目は、資料1-1の説明の中で、「関心の低い人への啓発」という文言があったが、「関心の低い人」とはどのような県民の方を指すのか。また、そういった方への啓発は難しいと考えており、Instagram や YouTube などのインフルエンサーに人権啓発を依頼するなど、今時の手法の活用も考えられるのではないか。

つづいて2つ目の質問は、パートナーシップ宣誓制度について、以前多言語での周知方法を尋ねたところ、国際協会が作成している「みみタロウ」に掲載しているとの回答があった。しかし、「みみタロウ」は非常に細かくて見にくいものであることから、その後の多言語での周知はどのように進んでいるのか伺いたい。

最後に、インターネットでの人権啓発について、啓発冊子を小学校4年生全員に配布されたとのことだったが、現在は小学校1年生でも YouTube を利用していることから、小学校4年生での配布は少し遅いと思われる。配布の考え方を伺いたい。

事務局（人権施策推進課）

まず1点目の、「関心の低い人への啓発」について、「関心の低い人」とは、例えば人権侵害や差別といった言葉は理解できるものの、「そんなこと言われなくても、まあそれなりに毎日暮らしているし、自分には関係ない」と考えている方々を指している。これらの方々は残念ながら、少なからずおられ、意識調査の結果で、「誰かに任せておけばいい」とか「成り行きに任せる」という方々がこれに該当すると考えている。

自分のことだけでなく、どのような人もすべての人の人権が尊重され、差別されないようにするために、皆さんに考えていただき、主体となっていただきたいという思いがある。

具体的な啓発方法としては、県政モニターアンケート調査の回答にもあるが、ラジオやテレビなどを活用し、人権に関する様々な情報が耳に入ってくるような形を考えている。「ああ、そういうことで困っている人がいるのだな」、「こういうことを考えていかなければならないな」というように、具体的な事例を紹介しながら、まずは「気づき」を与えることを目

指している。人権に関するコンテンツを見ようとしなくても、問題に気づくような形の啓発、発信をしていきたいと考えている。また、ポスターなども、自然と見てしまうような形を意識しているところ。

また、出張型のイベント、例えば人権フェスタについても、昔は集客型でやっていたが、関心のある方しか来場しないため、公園などで遊んでいる人たちの横にステージを組み、面白いステージや人権に関するクイズなどを行うことで、「ちょっと行ってみようかな」と関心を持って人が見に来てくれるように仕掛けを考えている。このようなところから、普段あまり人権を意識していない方々にも、人権について考えるきっかけを提供し、啓発してまいりたい。

インフルエンサーの利用については、費用面は課題であるが、例えば、滋賀レイクスの選手に協力いただく事例がインフルエンサーの利用と同様のものと考えている。憧れの選手やカリスマ性のある方たちから、人権について語っていただくことで、普段全く興味、関心がなくても、「あの選手がそう言っているのなら」と子どもたちが人権の大切さに気づくのではないかと考えている。関心の低い方々を特定した上でアプローチするのではなく、普段は人権についてあまり気にしていない方々に向けて発信していきたいと考えている。

2点目のパートナーシップ宣誓制度の外国人の方に対するきめ細やかな丁寧な対応については、我々も検討はしているものの、できるだけ優しい日本語にして様々なところで発信していこうという段階にとどまっている。ただ、先ほども申し上げたように、17組の宣誓があり、外国籍の方からも問い合わせがあったため、一定の効果があったと考えており、引き続き粘り強く啓発してまいりたい。

多言語については、今後どのような言語に翻訳しておくべきか、調査が必要である。大量にリーフレットを作って配布することは難しいため、国際協会などの窓口に翻訳したものを置くか、あるいは簡単な日本語で箇条書きのものを作成し、翻訳ソフトで訳してもらうような形が良いのか、今後検討を進めてまいりたい。これは次年度の予算に向けての話でもあることから、委員の皆様からアイデアをいただけると大変ありがたい。

3点目の「4年生が対象」という点について、ご指摘のように、より若い年齢の子どもたちがスマートフォンやタブレットを使っている。最近では、YouTubeを流していれば泣き止む赤ちゃんもいると聞いている。

しかし、我々の啓発の取組としては、学校教育の中で教えていただく部分以外に、保護者の方と一緒に学んでいただくということを重要視している。そのため、保護者の方と話し合ってもらうことを想定したリーフレットを今回作成している。これまでは中学校1年生を啓発の対象としていたが、学校の先生方のご意見を踏まえ、小学校4年生くらいであれば、書かれたものも理解できるだろうということで、今回対象者の年齢を見直した。

ご指摘のとおり、スマートフォンを持つかどうかは別にして、ネット環境への接触という意味では、今後さらに低年齢化していくと考えている。今後、対応を考えてまいりたい。

会長

滋賀県にとって、資料 1－1 の 1 ページ記載の県民意識調査の中で、「自分も人権が尊重される社会の実現に向けて努力したい」と回答した割合が 39.3%に対し、「特に考えていない」が 23.1%、「成り行きに任せる」が 21.3%で、合計すると 44.4%に上るという現状がある。

とりわけ、若年層が人権問題に対する忌避意識が非常に強い。今回の参議院選挙でも、10 代 20 代から最も支持を受けた政党が、基本的人権に全く触れないような憲法案を掲げていた。また、40 代、50 代の中高年も支持しており、社会が大きく変わりつつある中で、人権問題を他人事とせず、自分事とするような意識の高い人たちを育てるためには、これら年代の人たちに影響力のある方に人権問題について語ってもらうことが重要である。

アメリカやヨーロッパではミュージシャンや映画関係者がメッセージを発信していますが、日本では芸能人による政治的立場の表明が批判されるため、インフルエンサーの活用ができない現状である。このような状況は変えていく必要があり、今回定義された「人権に関心の低い人」は、世代的な問題もある中で現状増加しており、非常に難しい問題だと考えられる。

委員

どのような年代層が「考えていない」あるいは「成り行きに任せる」といった回答をしているのかが分かれば、そこをターゲットに、強化したアプローチができるのではないかと考えている。

また、資料 1－1 の 7 ページで病院の医療安全相談が 694 件あったとあるが、人権侵害を受けたという問題について、相談を受けた後に、その病院に対して何かアクションを起こすのか、あるいは対処されることがあるのか伺いたい。

事務局（人権施策推進課）

1 点目については、最も消極性が高いのは 30 代、次いで 40 代、その次が 50 代で 22.7% である。これは「成り行きに任せる」なので、「誰かしかるべき人が実現すればよい」という回答も含めて考えると、30 代、次いで 40 代、その次は 18 歳から 29 歳の順番となっており、どちらかといえば若い方の意識がまだまだ消極的であると考えている。

しかし、高齢者の方は「こんなものかな」という経験値によるものや期待感による部分もあると考える。

人権課題ごとに見ていくと、例えば L G B T については高齢者の理解が薄いことが分かっているし、インターネット上の人権侵害については、利用者の層が若年層に集中している。また、外国人に関する問題についても、グローバル化が進み、接触の多い若い世代よりも、あまり接触のない高齢の世代の方が差別感情があるのではないかと考えている。

それぞれの人権課題ごとに、年齢ごとの傾向を見ながら、ターゲットを絞り込み、適切な啓発が行えるように考えてまいりたい。

2点目の医療相談につきましては、相談内容が多岐にわたるため難しい部分もあるが、法律に触れるものや、指導監督権限がある部分については指導等が行われている。また、一般の人権相談に入る場合もあれば、専門の窓口に入る場合もあり、先ほど説明させていただいた「相談ネットワーク協議会」もあるため、より適切な然るべきところに対応しているところである。一方で、最近は複合的な差別ということも言われるため、1箇所に対応ができないところは、例えば青少年育成センターと病院が一緒になって対応するなど、連携して対応をしていると伺っている。今後もそのネットワーク協議会等で、連携や協力を行い、ただ聞いているだけでなく、実効性のある対応ができるよう、運営している事務局としても働きかけてまいりたい。

委員

最高裁判決が出た強制不妊手術の関係で伺う。補償を県内でしっかり徹底してほしいというような、人権に関わる大きな出来事が年度の途中にあった際に、県として何か取組に関わるようになるのか。

事務局（人権施策推進課）

最高裁判決については、司法判断ということで、判決まではPRしにくいところがあるが、判決が出て、県としても対応をしている。保障の関係などについては、先ほどの事例であれば、子ども若者部で対応をし、周知啓発を行っている。

県の広報誌である「ふれあいプラスワン」などでは、患者の人権、障害者の人権、同和問題といった形でテーマを区切って、あらゆる人権分野についての特集を組んでいる。

外国人、女性の人権など、それぞれの所管課があり、一次的にはそれぞれの課から、情報発信がされるが、様々なルートで発信していくことが大事だと認識していることから、所管課と協力しながら対応を進めているところである。また、皆様にお送りしている「じんけん通信」などでも、様々な人権課題をテーマに、毎月1回発行しているため、こういったところでも関与して参りたい。

委員

県内の高校で卒業式後に生徒が刃物で刺される事件があったが、資料1-1や1-2を拝見したが、高校生年代は小中学生とは違った危うさも持っている年代であるため、学校教育の部分で、仕掛けとしての人権の取り組みなどをもう少し手厚くしていただきたいと考えている。ソーシャルスクールワーカーも各学校に配置されていると思うが、どのような活動をされているのか。

事務局（人権教育課）

高校生についてのご意見について、高校でも各学校の生徒の実態に応じて、研修会を開く

など、学びに取り組んでいただいているところ。その他、2年に1回こちらからも高校を訪問し、取組状況を確認しながら、学校がどんなことを困っているかなどを把握のうえ指導助言をさせていただいているところ。

しかし、ご指摘の事件が起こっており、様々な人権課題も多様化してきているところもあることから、今後とも活動に力を注ぎ、教職員自身が学ぶ機会も充実させながら、より取組を進めてまいりたい。

委員

中学校では、日々様々な人権教育が行われており、その効果については考える余地があるが、小中学生の間で人権に触れる機会は間違いなく増えていると思われる。

一方で、若者、特に10代の子どもたちの間では、スマートフォンが必須のアイテムとなり、短い動画の中で様々なものが流れてきている。その中には、最近の選挙でもあったが、キャッチーなフレーズで差別的な内容を発信し、それに賛同する若者が少なくなく、怖いと感じている。例えば、外国人に対して発信される内容など、対立を煽るような、あるいは鬱憤が溜まっている人たちにとっては、そういったメッセージが響いてしまったのではと考えている。そういったメッセージを規制することは難しいと思うが、差別的なコンテンツに触れる機会が多いことは懸念される場所。

委員

資料1-1の7ページに各専門分野の相談件数が書かれているが、高齢者・障害者の件数が8件という数字は非常に少ないと思われる。これはどのような数字なのか確認したい。

事務局（人権施策推進課）

それぞれの相談機関が正式に受け付けた件数をそのまま計上しているということ。例えば、法務省、法務局であっても、滋賀県人権センターであっても、様々な相談を受け付けており、その中での分類というよりも、個別の相談窓口に年間かかってきた件数がそのまま上がっている。同じ視点で同じように数字を拾っているかという、具体的に相談があって対応したものだけ上がっているのか、対象外としたものがあるのか、あるいは重複しているのか、統一的な集計ではない部分は実際あるかと考えており、数字の出し方に注意していく必要があるというご指摘のとおり。

会長

私が関わったことのある大阪市の人権相談センターでは、高齢者・障害者の相談が上位を占めていた。権利擁護センターの認知度なども考慮する必要があるのではないかと。大阪市の場合も毎年認知度を少しずつ上げていこうとしていたと記憶している。県民の方に、権利擁護センターについて、どのような問題に対処しているのかを周知する必要がある。

※「高齢者、障害者の権利擁護に関する一般相談件数」で報告した件数につきましては、各市町から権利擁護センターに相談を行った件数であることから、障害者の方による相談の実態をより表している、「障害者 110 番」の件数に資料を修正させていただきます。

(修正前)

- ・ 高齢者、障害者の権利擁護に関する一般相談件数
(権利擁護センター) 8 件

(修正後)

- ・ 高齢者、障害者の権利擁護に関する一般相談件数
(障害者 110 番) 72 件

委員

令和 6 年度取組のうち令和 7 年度では廃止となったものがいくつかあるなか、廃止の理由が書かれているものと書かれていないものがある。理由が書かれていないと、どういった事情で廃止となったのか分からないので、次回以降で構わないので、廃止の理由なども記載していただきたい。

事務局（人権施策推進課）

例えば、国の事業が終了したため廃止になったのか、目的を達成したため廃止になったのか、様々な理由があると考えられる。次回以降、可能な範囲で簡潔に記載するよう、ご指摘のとおり見直してまいりたい。

会長

ありがとうございます。それでは、時間もあるので審議はここまでにさせていただきます。

議題（2）令和 8 年度人権に関する県民意識調査について

<資料 2-1～2-3 に基づき、事務局より説明>

会長

今回の調査方法の案の中で、はがきによる再依頼を 2 回としていることについては、回収率の目標が 55%とすることから必要な回数ではないか。以前の調査でも、回収率が 50%に達したのは 2 回目の督促後であったと聞いているため、ぜひ目標の回収率を目指していただきたい。

委員

令和３年度の調査から、「同和問題」の項目を特出ししているが、この経緯について説明していただきたい。また、令和３年度は「同和問題（部落差別）」となっているのが、令和８年度は「部落差別（同和問題）」と表記を変えられているが、この辺りについても説明いただきたい。

事務局（人権施策推進課）

１点目のご質問については、平成２８年に「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行され、第６条に「調査」という部分があり、そことの比較を行う必要があるだろうということで、質問数が多くなることから項目の整理上特出しをしている。

平成２８年度調査のタイミングでは設問の変更が間に合わなかったことから、「同和問題」に関する質問項目を特出しすることができず、令和３年度調査より対応したものである。

２点目のご質問については、国の計画等に合わせた表記としている。令和３年度の国が作成した冊子等の記載では「同和問題（部落差別）」となっていたが、それ以降、「部落差別（同和問題）」という表記に国の啓発冊子等の作りも変わってきている。今回改定された国の計画の中でも同じ表記になっているため、令和８年度調査についても表記を合わせたいと考えている。また、本県の計画についても、同じ表記に昨年度修正したところである。

委員

調査対象の性別欄の項目について、「男、女、答えたくない」という選択肢となっているが、これをＬＧＢＴＱの方が見たときに気持ちが良いものとは思えない。内閣府が令和４年に『ジェンダー統計の観点からの性別欄の基本的な考え方について』という資料を作成されている。この中にいくつか事例が掲載されており、海外の事例として、出生時の戸籍上の性別とジェンダーを分けて聞くといったものが上げられていた。こういった資料等を参考として、性別欄の項目について検討をいただきたい。

会長

ありがとうございました。それでは、時間もあるので審議はここまでにさせていただきます。

<情報提供>

国の「人権教育・啓発に関する基本計画（第二次）」について

<資料３に基づき、事務局より説明>

会長

事務局からの説明に補足をしたい。

基本計画を改定するにあたっての基本的な考え方において、私が座長を務めた有識者検討会により提言を行った部分が、第3章の「人権尊重の理念」の主に前半部分で採択されている。

これは、これまでの人権教育・啓発では、「差別はいけない」ということに主眼が置かれており、「なぜ差別がいけないのか」という根源的な問いに対する答えとしては不十分なものであることから、差別する側にも差別される側にも、人間として基本的な人権が存在し、その人権享有の主体であるということを最初に教えない限り、人権教育・啓発にはならないのではないか、という考えに基づいたものである。このことは、具体的な個別の課題とは別に、基本的なものの考え方として提言したところ。

この改定された計画は6月3日に閣議決定されたため、この決定を受けて、各地方公共団体における人権基本計画の中に、このような考え方が取り入れられることになるかと考えている。

性的マイノリティの方々については、まだ出来上がっていないが、現在内閣府で「性的マイノリティに関する基本計画」の策定を進めている。「LGBT理解増進法」の中に明記されていることであるため、基本計画の策定および指針の策定が行われるものと認識している。

障害者に関しては、岸田前総理大臣から4項目の指示が全省庁に出されたことを受け、昨年12月27日には「障害者に対する偏見や差別をなくすための行動計画」が採択された。これは内閣府のホームページに掲載されている。

政府としても新しい人権課題についても積極的に取り組もうとしているところのため、地方公共団体としても、それに合わせて取り組んでいくことが求められていると理解している。

それでは、本日の議事はこれで終了する。

◎退任委員あいさつ

大河原委員、中村委員、日野委員、本田委員、山崎委員

◎理事（人権・同和担当）あいさつ

◎閉会

（以上）